

「均等・両立推進企業表彰」実施要領

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の一層の整備の促進に資することを目的とする。

2 表彰の種類

- (1) 厚生労働大臣最優良賞
- (2) 厚生労働大臣優良賞
 - ①均等推進企業部門
 - ②ファミリー・フレンドリー企業部門

3 表彰の対象

- (1) 厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業
- (2) 厚生労働大臣優良賞
 - ①均等推進企業部門

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組（*）を推進し、その成果が認められる企業

*女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）
 - ②ファミリー・フレンドリー企業部門

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

4 募集及び応募

募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、別添「均等・両立推進企業表彰基準」（以下「表彰基準」という。）を満たす企業とする。

5 選考及び決定の方法

応募書類の審査を行った後、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施したうえで、表彰検討委員会において選考し、厚生労働省が受賞企業を決定する。選考においては、企業規模、地域、業種等の特性を踏まえた企業独自の取組を積極的に評価する。表彰検討委員会は、有識者等により構成するものとする。